

## 付章 区民活動支援拠点のあり方

### 1 拠点設置の必要性

区民活動を直接的に支えるものとして区民活動支援拠点は重要です。

この拠点には、どのような性格で、どのような機能を置き込むことが区民活動において求められているでしょうか。

例えば、多くの区民活動団体は事務所機能を備えたスペースを持っていない現況にあります。また、事務所機能を持っていても、他の団体と自由に交流することのできる、開かれた活動の場がほしいという声も聞きます。

さらには、団体を設立したり、運営したりするときに起きた問題について相談ができる機能があれば、区民活動にとって心強いものがあります。

他の自治体において、活動支援拠点として施設を設置していますが、大田区においては、どのような区民活動支援拠点が求められているでしょうか。

### 2 拠点の役割

区民活動支援拠点の役割について、他の自治体の例では、あらゆる分野の市民活動をサポートする施設（横須賀市）や、NPOの自立支援を目的とする施設（鎌倉市）といった「市民（区民）活動の支援」を施設の役割としています。

また、これに加えて、市民・事業者・行政の連携や交流促進の場（仙台市）やNPOとの協働のあり方を探る実験の場（港区）といった「協働や交流」を施設の役割と規定している自治体もあります。

他の自治体の例を参考としつつ、おおたパートナーシップ会議のこれまでの議論で明らかにされてきている「大田区の区民活動」にふさわしい拠点のあり方が導き出されます。

大田区の区民活動の姿として、全区的、またはそれ以上の範囲で、課題別に活動しているNPOや、広範囲に独自の市場や生産ラインを抱えつつ地域に企業市民として足場を持つ大企業と、自治会・町会、青少対、PTAや、町工場・商店会などの地域コミュニティを支える活動が存在しています。これらを活動エリアで考えると、全区的つながりのなかで存在し、かつ区外にもつながっている活動エリアと、小中学校区前後の地域コミュニティのエリアを考えることができます。

拠点を考える場合、この2種類の活動エリアに対応し、さらにそれを結びつける拠点が必要です。具体的には、中心核として機能する「センター機能を持った支援拠点」と、それと連動し、それぞれのコミュニティに対応する「地域コミュニティ支援拠点」です。

おおたパートナーシップ会議でのこれまでの議論からは、「支援拠点」にとって必要な機能として、事務所としての機能、会議ができる場の機能、専門的な相談機能、情報収集や発信ができる機能、他団体と交流ができる機能、などが挙げられました。

これをまとめると、大田区においては、まず、「センター機能を持った支援施設」として、区民の活動をサポートし、交流が行える施設としての役割が求められています。また、それと連動す

る形で、それぞれの「地域コミュニティ支援拠点」には、それぞれの地域の特性に合った最低限必要な機能を持った施設として、地域活動を支える役割が求められています。

### 3 必要な機能

施設の機能に何を置き込むかは、「2 拠点の役割」で述べた施設の役割と関連します。また、予算、施設の立地条件、容積等の環境条件も考えることも必要です。

そのためには、区と区民との間で、どのような機能を置き込むか十分な議論が必要です。

「センター機能を持った支援拠点」については、一般的に以下のような機能が必要です。

#### (1) 事務所としての機能（場の支援）

区民活動を実施するにあたって、事務的なスペースは必要です。専用のスペースとするか、共同スペースとするかですが、区民活動団体の活動実態として、両方を備えた支援施設が望ましいと考えます。

なお、既存の施設で使用が可能なものを区民活動の事業スペースとして積極的に活用することも重要です。

#### (2) 会議ができる場の機能（場の支援）

区民活動団体からは、研修会場や団体の会議の場所としての機能を求める意見があり、会議室の設置は必要と考えます。

また一方で、会議室は文化センター等既存の公共施設にもあります。これらの施設の利用についても、どうしたら利用しやすくできるか検討していくことが必要です。

さらに、地域には企業や民間団体等が所有する会議室があります。区は貸し出しが可能であるものについて情報を集め、区民団体に提供することも必要です。

#### (3) 専門的な相談機能（相談の支援）

これから、区民活動を行おうとする個人や団体、現に活動を行うなかで問題が生じている団体に対して、活動を進めるうえで、適切な情報提供やアドバイスができる相談機能が必要です。

また、区との連絡調整を行う窓口設置が必要との意見もありました。

#### (4) 情報収集や発信ができる機能（情報の支援）

区民活動を進めるうえで、他の団体の活動について知ることや、自らの団体の活動を発信して協力や連携を図ることは重要です。

また、ボランティアとして活動したい個人に対して、情報を得ることができる場（交流サロン等）が求められています。

そのためには、区民活動団体のデータバンク化やインターネット、関連図書の整備、掲示コーナー等の整備が必要です。

#### (5) 団体と交流ができる機能（交流の支援）

他の団体や個人、地域の人との交流を行う機能を持たせ、理解や啓発を図るイベント等を実施する場として施設を位置づけることも、開かれた施設として必要です。

これを進めるものとして、利用団体でつくる協議会や交流のための設備（レターケース等）

が必要です。

#### (6) 立地条件（場と交流の支援）

以上の備えるべき機能とともに、「センター機能を持った支援拠点」には、「交通の便のよいところ」という立地条件があります。蒲田駅や大森駅に近いなど、全区民が集まりやすい場所に設置することが必要です。

「地域コミュニティ支援拠点」については、「センター機能を持った支援拠点」に必要な機能が全て必要というわけではありません。また、全ての地域に必要なかどうかとも検討する必要があります。地域活動にとって切実であり、拠点を置き込むことで地域の公共課題を解決できる可能性が高いと判断される場合は、それぞれのコミュニティの成り立ちや、あり方に合ったものが置き込まれる必要があります。

また、地域の特性や地域活動の特性に合った機能が必要な場合もあります。例えば、「自然環境が残っている地域」では、常に自然破壊を監視できる立地条件や、環境の保全・再生に必要な設備機材などの機能が求められます。また、特別養護老人ホームや在宅介護支援センターの近接地では、これらを支援したり、連動して活動するための機能（たとえば痴呆性高齢者のためのグループホームやショートステイ受け入れの施設機能等）を持った拠点が必要になる場合があります。

## 4 運営と管理

「センター機能を持った支援拠点」の運営形態については、施設を維持するために必要な管理費用については区が負担することが望ましく、運営管理については、自治体と共同運営するか、NPO 団体に運営委託するかが考えられます。また、NPO 団体が指定管理者として、施設の管理運営に全責任を負って対応するという方法もあります。

NPO 団体に委託するとき、NPO をサポートする中間支援 NPO に委託する場合と、横須賀市の市民活動サポートセンターのように、プレゼンテーションにより NPO のなかから選考して決めるという形態があります。その際、委託期間については独占を避けることが必要ですが、一方では継続性についても考慮する必要があります。

また、利用団体による協議会を組織し、協議会が一定の運営を担っている事例もありました。

区民活動に即した運営が可能ということから、支援施設の運営は NPO 等が担う方向で整理することが必要です。

また、備えるべき備品については、区民活動団体が独自に備えるものと、区が設置するものの区別について整理が必要です。

共同使用を前提とするものについては、使用料等の費用負担をどうするか、管理をどうするかについて、事前に決定しておくことが必要です。

例として、次のようなものが考えられます。

- ・郵便ポスト、レターケース
- ・ロッカー
- ・印刷機、コピー機、紙折り機等の事務機器
- ・パソコン（インターネット接続）等の OA 機器

- ・ 掲示板、展示板
- ・ 図書、書架
- ・ 電話、FAX

## 5 事業の展開等

区民活動支援拠点の施設利用について登録制をとるかどうか、また、その場合、どのような手続きで利用団体を定めるか、使用期限を何年にするかについても検討すべきです。また、施設を共同で使用するには使用ルールを定めることが重要です。ルールを決めることや施設の運営を行うため、運営協議会等の設置、その運営についてどのような形態が適当かを定めることが必要です。

また、「地域コミュニティ支援拠点」については、庁舎等の行政財産を効果的に使用許可したり、身近な公共施設等で印刷機等の使用を可能としたり、チラシによる掲示等情報を提供する場を設けたりするなど、公共課題を協働で解決するために、区民活動を積極的に支援する工夫が、区に求められます。また、区は、民間マンションなどの開発条件を定めた「開発指導要綱」のなかで、地域開放を前提に設置を義務付けられた民間集会室について、積極的な情報提供や活用の仲介なども推進していく必要があります。

## 6 「大田区区民活動支援施設（旧大森第六小学校）の施設活用について

現在、「大田区区民活動支援施設」（旧大六小）の施設活用については、平成16年4月開設を目前にしています。校舎棟4階建て、体育館、グラウンド等で構成されるこの施設は、3～4階が区立で地元NPOが運営する児童館、1階に高齢者の授産と生きがいのためのシルバー人材センター、体育館とグラウンド及び集会室が区民への貸出し施設として配置されています。

これらと並んで、校舎棟の1階の一部と2階（約877㎡）について、「協働支援施設」として活用する方向です。これまでの検討の結果、事務所機能、配食サービス、ふれあい出会いの機能、印刷等の作業室機能、集会室機能、打ち合せスペース等が設置されます。これらの設備をベースに、社会貢献活動の紹介や、参加したい個人の引き合わせなどの仲介機能や、国や民間のNPOのための補助金制度の紹介や、全国的な市民活動事例の紹介などの情報提供や蓄積、様々な組織の強化のための運営方法の相談などが行われていくと思われれます。

これまで大田区に「センター機能を持った支援拠点」がなかったことから、立地条件としては十分とは言えないまでも、「センター機能を持った支援拠点」として有効に活用し、大田区の連携・協働を進めていく必要があります。また、同時に、当施設は近隣の「地域コミュニティ支援拠点」としても有効に活用されるべき施設です。

学校統廃合以後、地元の町会や住民が自主的に組織した「旧大森第六小学校施設運営準備協議会」の区民活動支援施設作業部会で検討が行われ、3月には「運営準備協議会」を解消して、「運営協議会」が発足しました。「協働支援施設」は、当面は中間支援NPOが管理業務を受託します。但し、事前協議を続けてきた地元の町会や住民が組織した「運営協議会」が、将来的には運営を担いたいと希望しています。